

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第55号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) <u>削除</u>	(10) <u>一般旅券査証欄増補事務手数料</u>
(11)～(209) (略)	(11)～(209) (略)
(210) <u>削除</u>	(210) <u>調理師試験手数料</u>
(211)～(507) (略)	(211)～(507) (略)
	<u>(507)の2 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新手数料</u>
	<u>(507)の3 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長手数料</u>
(508)～(510) (略)	(508)～(510) (略)
	<u>(510)の2 旧免許状所持現職教員更新講習修了確認手数料</u>
	<u>(510)の3 旧免許状所持者の免許状更新講習修了に係る確認手数料</u>
	<u>(510)の4 旧免許状所持現職教員更新講習修了確認期限の延期手数料</u>
	<u>(510)の5 旧免許状所持現職教員更新講習受講免除認定手数料</u>
(511)～(585) (略)	(511)～(585) (略)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第10号の改正及び次項の規定は令和5年3月27日から、同表第210号の改正は同年4月1日から施行する。
- 改正前の新潟県収入証紙条例施行規則別表第10号の規定は、令和5年3月27日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なおその効力を有する。